

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 2 月 3 日
【会社名】	日本ペイント株式会社
【英訳名】	NIPPON PAINT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒 井 健 二
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀北 2 丁目 1 番 2 号
【電話番号】	(06) 6455 9141
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 赤 木 勤
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南品川 4 丁目 1 番15号
【電話番号】	(06) 3740 1110
【事務連絡者氏名】	東京事業所長 山 口 一 夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 102,300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本ペイント株式会社東京事業所 (東京都品川区南品川 4 丁目 1 番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	60,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成26年2月3日(月)開催の当社取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	60,000,000株	102,300,000,000	51,150,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	60,000,000株	102,300,000,000	51,150,000,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、51,150,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,705	852.5	1,000株	平成26年6月3日(火) から平成27年2月3日 (火)	-	平成26年6月3日(火) から平成27年2月3日 (火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式の割当てを受ける権利は消滅します。
- 3 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 4 申込み及び払込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格（会社法上の払込金額）の総額を払い込むものとします。
- 5 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本有価証券届出書に係る第三者割当（以下「本第三者割当増資」といいます。）は行われないうこととなります。
- 6 本第三者割当増資に関しては、平成26年6月3日から平成27年2月3日までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を平成26年6月3日から平成27年2月3日までとした理由は、本第三者割当増資の実行及びその前提となる合弁会社の持分取得の実行（後記〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕参照）について、割当予定先又は当社において、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得ることが必要になることが想定され、当該届出許認可等が履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過することが本第三者割当増資の実行の前提条件とされており、また、本有価証券届出書提出日時点では上記手続の終了時期が確定できないためです。本有価証券届出書提出日時点では、本第三者割当増資の実行及びその前提となる合弁会社の持分取得の実行について、中国の競争当局への届出許認可等が必要になることが見込まれております。各国競争当局の当該届出許認可等が全て得られ次第、本第三者割当増資に係る払込みが上記の発行株式の総数につき一括して行われる予定です。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本ペイント株式会社 本社	大阪市北区大淀北2丁目1番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 西野田支店	大阪府大阪市福島区大開1丁目14番16号
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪中央支店	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目1番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
102,300,000,000	1,128,642,000	101,171,358,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、当社とWuthelam社及びGoh Hup Jin氏との間の提携（後記〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕参照）に係るアドバイザー・フィー、登録免許税及び弁護士費用等を予定しております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(億円)	支出予定時期
当社とWuthelamグループとで運営するアジア地域の合弁会社株式取得のために実施する金融機関からの借入れに対する弁済	1,011	平成27年3月頃まで

後記〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕のとおり、合弁会社の持分取得は、当社にとっては、当社とWuthelamグループとの提携の中でも極めて重要な意味を有していることから、本第三者割当増資の実行に先だって合弁会社の持分取得が行われるものとして合意されております。本第三者割当増資の払込みに先立って、合弁会社の持分取得に係る対価を支払うことが必要になるため、合弁会社の持分取得に係る対価の支払いのために、金融機関からの借入れ(時期及び詳細は未定)を実施することを予定しております。なお、Nipsea International Limitedは、本第三者割当増資の払込みのため、金融機関からの借入れを実施することを予定しておりますが、十分な額の借入れを行うことができなかつた場合には、必要に応じて自己資金を充当することも考えているとのことです。もっとも、実際に本第三者割当増資の払い込みが行われるまでに各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等の取得のため相当長い期間を要することが予想されるため、借入れの具体的な時期やその他の詳細については今後決定する予定であるとの報告を受けております。また、当社が持分を取得する予定である合弁会社のうちいくつかの合弁会社の持分取得についてのみ、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得た場合(待機期間がある場合には、その期間も経過した場合)であっても、このような一部の合弁会社の持分のみを先行して取得することは想定しておりません。

Nipsea International Limitedから当社に払い込まれる金銭のうち、上記差引手取概算額101,171,358,000円は、当社の銀行口座において管理した上で、今後締結される予定である当社と金融機関との合意等に従い、遅くとも、払込期間が終わる月の翌月である平成27年3月頃までに金融機関からの借入れに対する弁済に充当することを予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、Wuthelam Holdings Ltd.（以下「Wuthelam社」といいます。）及びその代表者であるGoh Hup Jin氏との間で、当社とWuthelamグループの協業関係の強化についての協議を進めてまいりましたが、平成26年2月3日開催の取締役会を経て、同日付で、Wuthelam社及びGoh Hup Jin氏（以下、総称して「Wuthelam社ら」といいます。）との間で、中国・マレーシア・シンガポールに所在する複数の合弁会社の持分取得を通じた当社によるマジョリティ化（以下「本合弁会社持分取得」といいます。）を含む、アジア地域の合弁会社の出資比率の見直し等を行うことに向けた方針について合意するとともに、Wuthelam社の100%子会社であるNipsea International Limitedを割当先とした第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことを合意し、これらの提携（以下「本提携」といいます。）に関し、戦略的提携に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することといたしました。

本基本合意書の締結は、当社とWuthelamグループとで運営するアジア地域の合弁会社の更なる企業価値向上と当社とWuthelamグループとの協業関係の深化、及びそれらを通じた当社の企業価値の向上を目的としており、具体的には、本第三者割当増資及び本合弁会社持分取得を行うことにより、調達、商品管理及び品質管理に関し実績及び技術のある当社が親会社として合弁会社に本格的に参画し、当社のリソースを活用することにより、合弁会社において、(i)より安価に原料の調達を行うこと、(ii)販売地におけるニーズに応じた商品開発を行うこと、(iii)安価製造、品質保証システムを導入することにより生産効率を高め、不良品率を下げること等が可能となり、それにより合弁会社の企業価値を高め、ひいては、当社及びWuthelamグループの企業価値を向上させることを目的としております。

本基本合意書において、当社とWuthelam社らとは、当社がNipsea International Limitedに対し本第三者割当増資を行うことに加え、以下の各合弁会社（以下「対象合弁会社」といいます。）の議決権の51.0%を保有するに足りる数の各合弁会社の持分につき、平成26年2月3日から1年以内に、当社がこれを保有するWuthelamグループ等（Wuthelam社ら又はWuthelam社の子会社及びWuthelam社らが実質的に支配する者の総称をいいます。以下同じです。）から103,300,000,000円で譲り受けることにつき合意しています。当社は、本基本合意書締結後に一定の範囲内において対象合弁会社に関する確認的なデュー・デリジェンス調査（以下「本件調査」といいます。）を実施し、その結果を踏まえて持分譲渡契約（以下「本持分譲渡契約」といいます。）を締結する予定です。但し、本件調査の結果、当社が本基本合意書締結時点で認識していなかった本基本合意書に企図する取引の実行の妨げとなる重大な事由が発見された場合には、当社及びWuthelam社らは、その対応につき誠実に協議するものとされ、かかる協議が調わなかった場合その他本持分譲渡契約の詳細条件につき、誠実な協議を尽くしたにもかかわらず合意できない場合には、いずれの当事者も、本持分譲渡契約を締結する義務を負わないものとされており、また、本第三者割当増資は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、本第三者割当増資の実行について割当予定先が届出又は許認可等の申請をする各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等が全て得られること及び本基本合意書に定める前提条件が充足又は放棄されることが条件とされており、なお、前記のとおり、本提携は、合弁会社の企業価値を高めることを第一次的な目的としており、本合弁会社持分取得は本提携において極めて重要な意味を有していることから、本合弁会社持分取得に関して持分譲渡契約が締結され、本合弁会社持分取得が実行されていることが本第三者割当増資の前提条件とされており、

名 称	所在国	現在の議決権割合	本合併会社持分取得後の議決権割合
Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.	香港	40%	51%
Nippon Paint (China) Co., Ltd.	中国	40%	51%
Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.	中国	40%	51%
Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.	中国	40%	51%
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.	シンガポール	40%	51%
Paint Marketing Co. (M) Sdn. Bhd.	マレーシア	25%	51%
Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	25%	51%
Nipsea Technologies Pte. Ltd.	シンガポール	50%	51%

(注) 総議決権の51.0%を保有することとなるに足りる数の持分を取得いたします。

本基本合意書には、本合併会社持分取得に際して当社が支払う対価を103,300,000,000円(以下「本合併会社持分取得対価」といいます。)とすることが定められております。当社は、本基本合意書の締結にあたり、当社及び対象合併会社から独立した第三者算定機関であり、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるJPモルガン証券株式会社(以下「J.P.モルガン」といいます。)に対象合併会社の財務分析及び譲渡対象持分の価値の算定を依頼しております。

平成26年2月3日にJ.P.モルガンから当社取締役会に対して提示された財務分析及び価値算定書には、以下の譲渡対象持分の価値の財務分析レンジが示されました。

(a) DCF法：821億円～1,241億円

DCF法では、対象合併会社の事業に関する内部財務分析・予測、対象合併会社の財務状況及び将来の業績・事業予測(シナジー効果を含む)、Goh Hup Jin氏との面談の結果、その他一般に公開された情報等の諸要素等に基づき分析しております。対象合併会社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フロー(シナジー効果を含む)を、一定のレンジにおける割引率により、現在価値に割引いて企業価値を算出しております。

DCF法による、対象合併会社の所在国ごとの譲渡対象持分の価値の財務分析レンジは以下のとおりです。

所在国	名 称	譲渡対象持分の総議決権数に対する割合	譲渡対象持分の価値のレンジ
中国	Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.	11%	705億円～1,041億円
	Nippon Paint (China) Co., Ltd.	11%	
	Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.	11%	
	Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.	11%	
マレーシア	Paint Marketing Co. (M) Sdn. Bhd.	26%	98億円～166億円
	Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.	26%	
シンガポール	Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.	11%	18億円～34億円
	Nipsea Technologies Pte. Ltd.	1%	

(b)類似会社比較法：812億円～1,087億円

類似会社比較法では、平成26年1月30日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象合併会社と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、その市場株価、成長性及び収益性等を示す財務指標と各対象合併会社の利益(シナジー効果を含む。)の譲渡対象持分相当分の利益の合計額(シナジー効果を含む)との比較を通じて企業価値を算出しております。

J.P.モルガンの上記財務分析及び価値算定書は、当社取締役会が本合併会社持分取得を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のみのため作成されました。J.P.モルガンは、当社又はその取締役会に対して、本合併会社持分取得に係る特定の対価について推奨しておらず、また特定の対価が唯一の適切な取引価格であることについても推奨しておりません。

また、当社は、J.P.モルガンから、平成26年2月3日付で、一定の前提条件のもと、本合併会社持分取得対価が当社にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(以下「JPMフェアネス・オピニオン」といいます。)を取得しています。

なお、J.P.モルガンは、当社又は対象合併会社の関連当事者には該当せず、本合併会社持分取得に関して重要な利害関係を有していません。また、本第三者割当増資の発行条件の公正性はJPMフェアネス・オピニオンの対象には含まれておりません。

(注) JPMフェアネス・オピニオン及びその基礎となる譲渡対象持分の価値の算定の前提条件、検討された事項及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

J.P.モルガンは、JPMフェアネス・オピニオンに記載された意見の表明及びその基礎となる譲渡対象持分の価値の算定を行うにあたり、公開情報、当社若しくはGoh Hup Jin氏から提供を受けた情報又は当社若しくはGoh Hup Jin氏と協議した情報及びJ.P.モルガンが検討の対象とした、又はJ.P.モルガンのために検討されたその他の情報等の一切が正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性について検証を行ってはおきません(また独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません)。J.P.モルガンは、当社又は対象合併会社のいかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定を提供も受けておらず、さらに、J.P.モルガンは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社又は対象合併会社の信用力についての評価も行っておりません。J.P.モルガンは、当社及びGoh Hup Jin氏から提出された又は提出された情報に基づき算出された財務分析や予測(シナジー効果を含む。)に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連する当社及び対象合併会社の将来の業績や財務状況並びに中国国内における同国が重点的に保護する必要のあるハイテク企業に対する法人税率優遇措置の適用に関する経営陣の現時点での最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。J.P.モルガンは、かかる分析若しくは予測(シナジー効果を含む。)又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。J.P.モルガンはまた、本合併会社持分取得及び本基本合意書により企図される他の取引が、当社の代表者との間の協議において又は当社の代表者から提供を受けた資料にて説明された税務効果があること、本基本合意書に規定されたとおりに実行されること、及び本基本合意書の最終版がJ.P.モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。J.P.モルガンは、本基本合意書において当社及びWuthelam社らが行った表明と保証が、J.P.モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びに当社が本基本合意書に規定された、J.P.モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことを前提としております。J.P.モルガンは、法務、当局による規制、税務、会計等の事項に係る専門家ではなく、それらの点については当社のアドバイザーの判断に依拠しております。さらに、J.P.モルガンは、本合併会社持分取得の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、当社若しくは対象合併会社又は本合併会社持分取得の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

J.P.モルガンの意見表明は、必然的に、JPMフェアネス・オピニオンの日付現在でJ.P.モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいております。本合弁会社持分取得に関する当社とWuthelamグループ等との間の最終契約案は作成されておらず、J.P.モルガンの意見表明は、最終契約の内容を反映したものではありません。JPMフェアネス・オピニオンにおける意見表明がなされた後の事象により、当該意見表明が影響を受けることがあります。J.P.モルガンはその意見を修正、変更又は再確認する義務を負いません。JPMフェアネス・オピニオンは、本合弁会社持分取得において当社が支払う対価が財務的見地から公正であることについての意見を表明するものにとどまり、本合弁会社持分取得を実行するという当社の決定の是非又は本基本合意書のその他の内容について意見を述べるものではありません。特に、JPMフェアネス・オピニオンは、当社によるWuthelamグループ等に対する第三者割当増資の価値又は妥当性について意見を述べるものではありません。さらに、J.P.モルガンは、本合弁会社持分取得のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者についても本合弁会社持分取得において当社が支払う報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではありません。

J.P.モルガンは本合弁会社持分取得に関する当社のファイナンシャル・アドバイザーであり、かかるファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価として当社から報酬を受領する予定ですが、当該報酬の相当部分は本合弁会社持分取得が実行された場合にのみ発生します。さらに、当社は、かかる業務に起因して生じ得る一定の債務についてJ.P.モルガンを補償することに同意しております。JPMフェアネス・オピニオンの日付までの2年間において、J.P.モルガン及びJ.P.モルガンの関係会社は、本合弁会社持分取得に関するファイナンシャル・アドバイザー業務を除き、当社又は対象合弁会社のために重要なファイナンシャル・アドバイザー業務、商業銀行業務又は投資銀行業務を行ったことはありません。J.P.モルガン及びJ.P.モルガンの関係会社は、その通常の業務において、当社が発行した債券又は株式の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J.P.モルガン及びJ.P.モルガンの関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

さらに、Wuthelam社は、自ら及びWuthelamグループ等が保有する当社株式の議決権割合が10.0%を超えていることを条件として、特定の者を、新たに当社の取締役候補者として2名指名することができることとされています。

以上の他、本基本合意書においては、以下の合意がなされています。

Wuthelam社は、自ら又はWuthelamグループ等をして、その保有又は取得に係る当社株式について、当社の競合他社に対して譲渡又は承継等を行わず、又は行わせないこと。

Wuthelam社ら及びWuthelamグループ等が、当社株式の全部又は一部について、当社の競合他社以外の者に対して譲渡又は承継等を行おうとする場合には、一定の手續に従う限度で、当社は自ら又は第三者を売却先に指定できる先買権を有すること。但し、First Industries Corp.が、本基本合意書締結日現在において保有する当社の株式をNipsea International Limitedに対して譲渡する場合、又はWuthelam社ら及びWuthelamグループ等の保有若しくは取得に係る当社の株式をWuthelam社及び同社の子会社との間若しくは同社の子会社相互間で譲渡する場合は、この限りではないこと。

Wuthelam社は、当社の経営の独立性及び自律性を最大限尊重し、当社の取締役会決議事項については、当社の取締役会における決定を最大限尊重すること。但し、Wuthelam社は自身又はWuthelamグループの事業上の決定について、当社の取締役会の決定に制約されるものではないこと。また、Wuthelam社は、当社の上場維持に関する方針を尊重するとともに、当社株式の上場維持を妨げることとなる行為を行わないこと。

Wuthelam社ら及び当社は、将来的に、当社が自ら又はその子会社を通じて本合弁会社持分取得の対象の合弁会社及びP.T. Nipsea Paint and Chemical Co., Ltd. (インドネシア) その他アジア地域におけるWuthelamグループ等と当社とで運営する合弁会社の株式の全てを保有できるようにするために必要な協議を、相互に誠意を以て行うこと。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

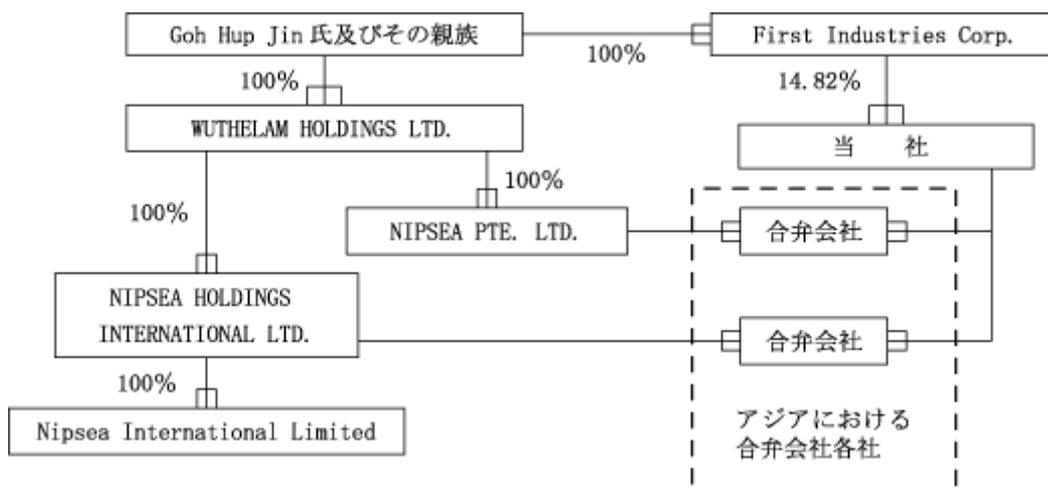
1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Nipsea International Limited	
	本店の所在地	Units 509-515, 5F., Trade Square, 681 Cheung Sha Wan Road, Kowloon, Hong Kong.	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当なし	
	代表者の役職及び氏名	Director Goh Hup Jin	
	資本金	HK\$1,450,000,000	
	事業の内容	投資事業	
	主たる出資者及び出資比率	Nipsea Holdings International Ltd. 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 本有価証券届出書提出日現在における記載であります。

c. 割当予定先の選定理由

Wuthelamグループは、シンガポール及び香港の子会社を通じ東南アジアにおいて塗料事業を中心に展開する企業集団で、当社とは1960年代よりアジア地域において塗料の合弁事業を展開している戦略的パートナーであり、Wuthelamグループを率いるGoh Hup Jin氏は、本有価証券届出書提出日時点における当社の筆頭株主であるFirst Industries Corp.の代表でもあります。同合弁事業は、双方のリソースを活用しながら、アジア圏の経済発展に伴い継続的な成長を遂げてまいりました。合弁事業が取り扱う建築用等塗料事業等が好調であるなど事業環境は良好に推移しており、同合弁事業は展開する各国の経済成長を上回る速度で成長を遂げており、当社における重要事業と位置付けております。Wuthelamグループ及びFirst Industries Corp.等の資本関係の概要は以下のとおりです。



また、当社とWuthelamグループのパートナーシップのあり方は、当社の最重要経営課題の一つであり、2013年3月以降、継続的に当事者間での検討を進めており、Wuthelamグループとの提携の深化が今後の当社事業の発展、ひいては将来的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断し、今般Wuthelam社らと本基本合意書を締結することといたしました。

加えて、当社は業務提携をより確固たるものとし協業の効果を発揮するために、同契約に従い本第三者割当増資を行うこととし、その割当予定先としてWuthelamグループのNipsea International Limitedを選定することといたしました。

本提携によって、当社の塗料技術と、Wuthelamグループがアジアに関して有する知見や販売網を活用しながら、当社事業の拡大、オペレーションの効率化、新市場の開拓等に向けた戦略の拡充と実行を図り、塗料業界におけるグローバルトップメーカーを目指してまいります。

なお、本第三者割当増資は当社株式の希薄化を伴うものであります。しかしながら、当社としては、2015年に開始となる次期中期経営計画「サバイバル・チャレンジ Stage 」にて標榜する「利益の拡大世界のトップメーカーと肩を並べる」の達成のためには、海外、特にアジア地域における持続的成長基盤の強化及び収益体質の強化を速やかに実行していくことが重要な課題であると考えております。当社としては、このような認識の下、本第三者割当増資により当社株式の希薄化が生じることとなるものの、本第三者割当増資を通じた資本関係の強化によって当社とWuthelamグループとの提携関係をより強固なものにしつつ、本第三者割当増資により調達する資金によって、当社の財務基盤の安定性を維持した上で、アジア地域におけるWuthelamグループとの合弁会社のマジョリティ化を実現し、当社がイニシアチブを持った上で当該合弁会社を運営することによって当社のアジア地域を中心とした事業基盤を一層強固なものにすることにより、希薄化を上回る当社の企業価値向上に資するものと考えており、既存株主の皆様様の利益の拡大にも貢献するものと判断いたしました。以上のように、当社にとって、負債による調達や公募増資、株主割当等の手法と比較し、Wuthelamグループとの提携をより強固なものにしつつ、財務の健全性を確保しながら、戦略投資のための迅速かつ確実な資金調達ができる第三者割当増資の方法が望ましいと判断いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式	60,000,000株
--------	-------------

e. 株券等の保有方針

当社は、本基本合意書の締結に至る協議の過程において、口頭で、割当予定先であるNipsea International Limitedが当社株式を長期に保有する意向であることを確認しております。

具体的には、Wuthelam社らが本第三者割当増資により割当てを受ける当社株式に係る処分等の制限につき合意がなされており、当該合意の内容につきましては、上記〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の本基本合意書の内容をご参照ください。

なお、当社は、Nipsea International Limitedより、払込期日から2年間において、Nipsea International Limitedが取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本第三者割当増資にかかる払込日までに、金融機関からの借入れを実施し、払込みに必要な金額に足りる資金の準備を完了する予定であるが、仮に、十分な額の借入れを行うことができなかった場合であっても、自己資金の充当により払込みを行う旨の報告を得ております。また、割当予定先からは、本第三者割当増資の実行及びその前提となる本合弁会社持分取得の実行について、割当予定先又は当社において、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得ることが必要になることが想定され、当該届出許認可等が履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過するまで相当長い期間を要することが予想されるため、借入れの具体的な時期やその他の詳細については今後決定する予定であり、現時点においては、具体的な詳細は決定されていない旨の報告を受けております。

加えて、当社は、当社とWuthelamグループとは、1960年代以来、Wuthelamグループがマジョリティを有するかたちで本合弁事業を運営してきたところ、当社は、Wuthelamグループが長年にわたり、収益性の非常に高い本合弁事業から安定して収益を計上してきたものと認識しており、割当予定先についても、かかる安定した財務基盤を有するWuthelamグループの一社としてGoh Hup Jin氏が代表を務める会社であることから、本第三者割当増資に対する払込みについて問題がないと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるNipsea International Limitedに関し、同社の代表者であるGoh Hup Jin氏より、同社が反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。Nipsea International LimitedはWuthelamグループに属する会社であり、当社とWuthelamグループとは、アジア地域の合弁会社の運営を通して長期的な関係を築いており、本日に至るまで、Wuthelamグループに反社会的勢力との関係を窺わせる事情は把握していないこと、これに加えて、本基本合意書において、Wuthelam社らから、Nipsea International Limited、Nipsea International Limitedの主要株主、Wuthelamグループ並びにその役員及び従業員は反社会的勢力等とは一切関係がない旨の表明保証を受けていることから、問題ないものと判断いたしました。

なお、東京証券取引所には、割当てを受ける者が反社会的勢力等とは関係がないことを示す確認書を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、本第三者割当増資にかかる当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とし、上記当社取締役会決議日の直前1か月間の終値の単純平均値、同3か月間の終値の単純平均値、及び同6か月間の終値の単純平均値を勘案した上で1,705円といたしました。

当該発行価格は、東京証券取引所における当社普通株式の、上記取締役会決議日の直前1か月間の終値の単純平均値1,796円に対し5.07%のディスカウント、同3か月間の終値の単純平均値1,715円に対し0.58%のディスカウント、同6か月間の終値の単純平均値1,602円に対し6.43%のプレミアムとなっております。

上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとされており、特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、割当予定先であるNipsea International Limitedに対して割り当てる当社普通株式の数量60,000,000株(議決権数60,000個)は、平成25年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数265,402,443株(議決権総数259,836個)に対して22.61%(議決権総数に対する割合23.09%)となっており、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、当社は、本第三者割当増資による資金調達は、上記「第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資を通じた資本関係の強化によって当社とWuthelamグループとの提携関係をより強固なものにしつつ、本第三者割当増資により調達する資金によって、当社の財務基盤の安定性を維持した上で、アジア地域におけるWuthelamグループとの合併会社のマジョリティ化を実現し、当社がイニシアチブを持った上で当該合併会社を運営することによって当社のアジア地域を中心とした事業基盤を一層強固なものにすることにより、希薄化を上回る当社の企業価値向上に資するものと考えており、既存株主の皆様の利益の拡大にも貢献するものと考えております。

これらを勘案し、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な範囲内にあるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
Nipsea International Limited	Units 509-515, 5F., Trade Square, 681 Cheung Sha Wan Road, Kowloon, Hong Kong.	-	-	60,000	18.76
FIRST INDUSTRIES CORP. (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	VANTERPOOL PLAZA, 2ND FLOOR, WICKHAMS CAY I, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都品川区東品 川2丁目3番14号)	38,516	14.82	38,516	12.04
ナテイクシス (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	30 AVENUE PIERRE MENDES FRANCE 75013 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸 の内2丁目7番1号 決済事業部)	13,001	5.00	13,001	4.06
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	12,774	4.92	12,774	3.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 丁目8番11号	11,488	4.42	11,488	3.59
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の 内1丁目6番6号 日本生命証券管理部 内	11,101	4.27	11,101	3.47
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	東京都中央区築地7 丁目18-24 (東京都中央区晴海 1丁目8番11号)	10,750	4.14	10,750	3.36
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の 内1丁目1番2号	9,999	3.85	9,999	3.13
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の 内2丁目7番1号	7,133	2.75	7,133	2.23
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	東京都千代田区丸の 内1丁目4番1号 (東京都中央区晴海 1丁目8番11号)	7,053	2.71	7,053	2.21
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (トヨタ自動車口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	5,109	1.97	5,109	1.60
計	-	126,925	48.85	186,924	58.44

- (注) 1 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2 所有株式数及び割当後の所有株式数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
3 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当増資による異動を反映しております。
4 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第187期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第188期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月8日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第188期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月11日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年2月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年2月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の中に含まれる将来に関する事項の記載については、本有価証券届出書提出日(平成26年2月3日)現在においても変更の必要はなく、新たに記載する将来に関する事項もないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本ペイント株式会社東京事業所
(東京都品川区南品川4丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

なお、参照書類のうち当社普通株式の株式会社名古屋証券取引所における上場廃止日である平成25年12月8日より前に提出されたものにつきましては、上記に加え、以下においても縦覧に供されております。

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

また、参照書類のうち株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との現物市場統合が行われた平成25年7月16日より前に提出されたものにつきましては、上記に加え、以下においても縦覧に供されております。

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。